

電氣設備工事共通仕様書

平成27年6月
横浜市港湾局

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 第1章 一般事項 | 1 |
| 1 適用範囲 | |
| 2 仕様書等の適用順位 | |
| 3 参照資料 | |
| 4 官公庁その他手続 | |
| 5 公共事業労務費調査等の協力 | |
| 6 工事实績データの登録 | |
| 7 施工体制台帳、下請契約調書の提出 | |
| 8 工事現場における施工体制等の点検 | |
| 9 個人情報の保護 | |
| 10 工事の一時中止 | |
| 11 ワンデーレスポンス | |
| 第2章 工事関係書類 | 4 |
| 1 施工計画書 | |
| 2 施工図 | |
| 3 工事写真 | |
| 第3章 工事現場監理 | 4 |
| 1 電気工作物の維持管理 | |
| 2 工事現場の管理 | |
| 3 安全管理指定工事 | |
| 4 解体材料及び建設副産物の処理、舗装切断作業時に発生する排水処理 | |
| 5 工事の保険 | |
| 6 表示板の設置 | |
| 第4章 機器及び材料 | 7 |
| 1 機器及び材料等の承諾 | |
| 2 室内に使用する接着剤、塗料 | |
| 3 グリーン購入の推進について | |
| 4 製作承諾図、見本などの提出 | |
| 5 機材の検査等 | |
| 第5章 施工 | 7 |
| 1 足場仮設 | |
| 2 施工の立会い | |
| 3 施工の試験 | |
| 4 揮発性有機化合物含有材料の施工中の安全管理 | |
| 5 揮発性有機化合物の室内濃度の測定 | |
| 第6章 工事検査 | 8 |
| 1 工事検査及び中間技術検査 | |
| 2 かし点検及びかし修補確認 | |

| | | |
|------|--------------|----|
| 第7章 | 完成図等 | 10 |
| 1 | 完成図書の提出 | |
| 2 | 設備図の提出 | |
| 3 | 電子納品 | |
| 第8章 | その他 | 10 |
| 1 | 工事現場の維持管理 | |
| 2 | 埋設物等の調査 | |
| 3 | 安全確保 | |
| 4 | 緊急措置 | |
| 5 | 工事用電力、用水について | |
| 第9章 | 港湾局機器仕様 | 10 |
| 1 | じんあい及び塩害対策 | |
| 2 | 主回路の色別基準 | |
| 3 | 盤類鍵 | |
| 4 | 盤操作押ボタンの配置 | |
| 5 | ケーブル銘板 | |
| 6 | マンホール鉄蓋 | |
| 7 | 予備用地中管路の導入線 | |
| 第10章 | 提出書類 | 12 |
| 1 | 着手時 | |
| 2 | 施工時 | |
| 3 | 完成時 | |
| 4 | 完成後 | |
| 5 | その他 | |

電気設備工事共通仕様書

(2015-6 改訂)

第1章 一般事項

1 適用範囲

この仕様書は、横浜市港湾局の発注する電気設備工事に適用するもので、工事請負契約約款に定める仕様書の構成の一部とする。

2 仕様書等の適用順位

現場説明書、設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書」という）は、相互に補完するものであるが、設計図書間に相違がある場合の優先順位は以下の通りとする。

| 仕 様 書 | 建築 電気 | 土木・ 電 気 通 信 |
|--|----------|-------------------|
| 現場説明の質問に対する回答書 | 1 | 1 |
| 現場説明書 | 2 | 2 |
| 特記仕様書 | 3 | 3 |
| 設計書・設計図面 | 4 | 4 |
| 電気設備工事共通仕様書(横浜市港湾局) | 5 | 5 |
| 横浜市土木工事共通仕様書(横浜市財政局) | | 6 |
| 電気設備工事施工マニュアル(横浜市建築局編集) | 6 | 7 |
| 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) | 7 | |
| 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) | | |
| 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) | | |
| 電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省技術調査課電気通信室編集) | | 8 |

3 参照資料

電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)を補完するための参考資料とする。

4 官公庁その他手続

請負人は工事に必要な官公署、電力会社及び電信電話会社への手続きを遅滞なく行う。またそれに必要な経費は請負人の負担とする。

5 公共事業労務費調査等の協力

(1) 公共事業労務費調査の対象となった工事については、調査表に必要事項を正確に記入し提出する等、協力を行う。また調査内容に不備がある場合等、事後に調査を行うときについても同様とする。

(2) 公共事業労務費調査の対象となった工事の一部について下請契約を締結する場合は、下請工事の受注者に(1)と同様の協力を行う旨を定めること。

6 工事实績データの登録

請負人は、工事請負金額が500万円以上の工事については、工事实績情報として(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の定めるところにより、「工事实績データ」の登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を監督員に提出する。

なお、登録時期及び期間は次による。

| 種 類 | 登 録 時 期 | 登 録 期 間 |
|------|---------|--------------|
| 受注登録 | 工事契約時 | 契約締結後10日以内 |
| 変更登録 | 変更契約時 | 変更契約締結後10日以内 |
| 竣工登録 | 工事完成時 | 工事完成後10日以内 |

期間には、土曜、日曜、国民の祝日等は含まない。

変更登録とは、請負金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。また、変更時と工事完成時の期間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

7 施工体制台帳、下請契約調書の提出

(1) 請負人は建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)に基づき、下請契約を締結する工事にあつては、下請負人選定通知書とともに「施工体制台帳 様式1、2、3、4」の写し、「下請契約調書」(下請契約金額を必ず記載)を監督員に提出する。以後、内容に変更が生じた場合は随時変更し、監督員に提出する。

(2) 請負人は、下請負業者名と下請負金額等を記入した「専門業者一覧表」を監督員に提出する。

8 工事現場における施工体制等の点検

請負人は本市が行う「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「適正化法」という。)」による、施工に伴う工事現場における適正な施工確保のための点検に応じること。

(1) 点検の適用対象

ア 監理技術者及び主任技術者の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事(工事請負金額が2,500万円以上のもの)について行う。

イ 施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結する工事について行う。

ウ 本市が必要と認める工事

(2) 点検内容

ア 専任の監理技術者の確認

イ 監理技術者資格者証の点検

ウ 配置技術者と契約後の通知に基づく監理技術者又は主任技術者の同一性の点検

エ 現場の常駐状況の点検（工事請負契約約款第11条）

オ 施工体制台帳の点検（下請契約書共）

カ 施工体系図の点検（工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示）

キ 施工体制の把握（一括下請負の有無ほか）

ク 施工中の建設業の許可を示す標識等の点検（公衆の見やすい場所に掲示）

（ア）建設業許可を受けたことを示す標識の点検（下請負人を含む）

（イ）建設業退職金共済制度導入者である標識に関する掲示

（ウ）労災保険に関する掲示

ケ CORINS登録の点検等

(3) 請負人は、工事着手前において、監理技術者などの配置予定技術者（入札前に財政局より提出を求められた工事）に変更が生じた場合は、すみやかに配置技術者(変更)届出の手続きを財政局に対して行う。

(4) 請負人は、本市監督員から監理技術者資格者証の提示を求められた場合は、すみやかに提示する。

9 個人情報保護

請負人は、個人情報を取扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

（<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/kojin/tokki/>）

10 工事の一時中止

工事請負契約約款第21条に基づく工事の全部又は一部の施工を中止する場合は、「工事の一時中止に係るガイドライン」（横浜市）による。

（<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/itiji-gaido/>）

11 ワンデーレスポンス

(1) ワンデーレスポンスとは、所定の工期内に工事を完成させることを目的に、発注者と請負人が意思疎通を図り、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するため、発注者が、請負人からの協議や質問への回答を、基本的に「その日のうち」に行うものである「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負人と協議し、回答日を通知する。ただし、協議や質問の内容によっては、翌日中（閉庁日は除く）に回答するものとする。

(2) 請負人は、計画工程表の提出にあたり、工事の進捗よく状況を把握できる工程管理の方法について、監督員と協議を行うこと。ただし、別途特記仕様書等により工程管理の

方法について取り決めのあるものは、それに従う。

- (3) 請負人は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を明らかにするとともに、速やかに監督員へ書面にて報告すること。

第2章 工事関係書類

1 施工計画書

本工事の着手に先立ち施工計画書を作成し、監督員に提出し承諾を受ける。計画書は以下の事項を記載する。ただし簡易な工事については、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することが出来る。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 主要資材
- (6) 施工要領
- (7) 施工管理計画
- (8) 緊急時の体制
- (9) 廃棄物処理計画書
- (10) その他

2 施工図

本工事に必要な施工図は、施工に先立ち遅滞なく作成し、監督員に提出し承諾を受ける。

3 工事写真

- (1) 工事写真は、工事着手前の状況、工事進ちょく状況、各工程（特に埋設・埋め込み・いんぺい施工箇所・やり直しのきかない施工箇所及び重要な施工箇所並びに監督員が指示した箇所）ごとの完成状況などについて撮影する。
- (2) 写真には、工事名及び撮影場所又は箇所を明記した文字板を、その一部に入れて撮影する。また、必要な箇所には、角尺（巻尺）を基準点又は線にあてて写真に入れる。
- (3) 工事写真はカラー撮影とし、写真簿はA4版を原則とする。

撮影に使用するカメラは、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できるものとする（デジタルカメラは100万～150万画素に設定する）。

工事完成時には工事写真の電子媒体（CD-ROM等）を提出する。（ファイル形式はJPEGとし圧縮率は1/10程度までとする。）

検査等で印刷物を作成する場合、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで5年間以上顕著な劣化が生じないものとする。詳細は監督員と協議の上決定する。

第3章 工事現場監理

1 電気工作物の維持管理

請負人は工事範囲内の電気工作物について、受電開始から引渡しの日までの間、本市電気主任技術者のもとに、請負人の責任と負担において当該電気設備の維持管理を行う。

2 工事現場の管理

- (1) 工事現場の管理について、請負人は安全管理者、衛生管理者及び防火責任者等関係法令等に定められているものについては、工事着手前に選任し、監督員に届け出を行いその任にあたらせる。
- (2) 公共の歩行者通路等を工事によって一時的に変更する場合は、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン（横浜市）」の趣旨を踏まえ、歩行者通路対策等を講じること。対策等については、工事着手前に監督員と協議する。
- (3) 工事現場の周囲は適切な防護措置を行い、必要に応じ交通整理等を行うなど、不慮の災害を起こさないようにする。防護措置等の設置については、工事着手前に監督員と協議する。
- (4) 工事現場においては、みだりに火気を使用しない。やむを得ず使用する場合には、あらかじめ監督員に申し入れ、必要な書類を管理者に届け出て承諾を得る。
- (5) 工事現場を連続して4日以上休止する場合は、休止する3日前までに監督員に現場休業届を提出する。

3 安全管理指定工事

「港湾局工事安全管理実施要領」により指定された「安全管理指定工事」の施工は、「安全管理指定工事特記仕様書」（横浜市港湾局）による。

4 解体材料及び建設副産物の処理、舗装切断作業時に発生する排水処理

- (1) 請負人は、建設副産物(建設発生土等及び建設廃棄物)の処理にあたっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令、条例その他の諸規定により、適正に行うとともに、再使用、再生利用に努める。
- (2) 請負人は、建設発生土、がれき類(アスファルト・コンクリート塊、現場発生路盤材、陶器類、レンガ類、自然石)、木くず(伐採樹木、剪定枝葉及びこれらに類するものは除く)の処分については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」（横浜市）により行う。
- (3) 工事に伴い発生する電線・ケーブル類、蛍光管、蓄電池（鉛、アルカリ）等の廃棄物は分別収集を行い、リサイクル等再資源化に努める。

蛍光管の再資源化の処理施設は次表を参考とする。

| 名 称 | 所 在 地 | 処理施設所在地 |
|-----------------|---------------------------------|--------------------------------|
| JFE環境(株) | 横浜市鶴見区弁天町3-1 045-505-7949 | 横浜市鶴見区末広町2-1-8 045-503-5661 |
| (株)リフレックス | 横須賀市内川2-5-50 046-833-0700 | 横須賀市内川2-5-50 046-833-0700 |
| 大興運輸倉庫(株) | 東京都港区芝浦1-13-10 03-3868-0291 | 川崎市川崎区小島町10-2 044-287-1027 |
| (公財)東京都環境 公社 | 東京都墨田区江東橋4-26-5 03-3644-2189 | 東京都江東区潮見1-3-2 03-3644-2186 |

- (4) 廃棄物処理を委託する場合は、県又は政令市の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分(再生)業者、その他環境省令で定める者に委託する。
- (5) 産業廃棄物処理する場合は、処理前に「産業廃棄物処理計画書」に必要書類を添付して監督員に提出する。処理後は「産業廃棄物処理報告書」及び「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」A、B 2、D、E 票の写しを監督員に提出する。
- (6) 廃石綿等の特別管理産業廃棄物を排出する場合や、石綿障害予防規則に基づく必要な措置に係る事項については、必要により監督員と協議する。
- (7) 舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から回収し適切な処分を行う。

5 工事の保険

工事請負契約約款第47条第1項の火災保険その他の保険は、次による。

- (1) 保険の種類は普通火災保険、建設工事保険、組立保険、その他の保険がある。
- (2) 保険期間は、原則として工事着手日から工事目的物の引渡し日までとする。
- (3) 保険の目的物は、工事目的物とする。
- (4) 保険金額は、請負金額とする。
- (5) 被保険者
 - ア 普通火災保険は、原則として横浜市長とする。
 - イ 建設工事保険、組立保険は工事請負人とする。ただし火災による損害補填分については、原則として横浜市長を受取人とする特約を付する。
- (6) 保険の契約を締結したときは、直ちにその証券又はこれに代わるものを監督員に提出する。

6 表示板の設置

工事現場には公衆が見やすい場所に、下記事項を記載した表示板を設置する。(表示板の大きさは「たて600mm×よこ900mm」程度とする)。

- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 発注者
- ・ 工事担当課
- ・ 請負人住所、氏名、連絡先
- ・ 工事期間

その他建設業法等の規定により次の表示板を見やすいところに掲示する。

- ・ 建設業の許可票(下請負業者を含む)(建設業法第40条)
- ・ 労災保険関係成立票(労働保険の徴収等に関する法律施行規則第77条)
- ・ 道路占用許可証(道路交通法第77条申請による許可条件)
- ・ 道路使用許可証(道路法第32条、道路法施行令第7条申請による許可条件)
- ・ その他(建築基準法による確認済等)

第4章 機器及び材料

1 機器及び材料（以下、機材という）等の承諾願

使用する機材が、日本工業規格（JIS）、日本電機工業会標準規格（JEM）、電気規格調査会標準規格（JEC）及び電線技術委員会標準規格（JCS）等の規格で、品質性能等が保証されている場合は、その規格等の種類・番号を「工事用材料等承諾願」に記載することで、資料（試験成績書等）の提出を省略することができる。

それ以外の機材については、設計仕様に適合することが確認できる資料を監督員に提出する。

工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとし、監督員の指示により材料の成分についてアスベストを含有しないことを証する書面を提出する。

2 室内に使用する接着剤、塗料

室内に使用する接着剤、塗料（機器及び材料に使用されたものを含む）は、ホルムアルデヒドを発生しないか発散の極めて少ないもので、トルエン、キシレンの放散量の極力小さいものを使用する。

有機溶剤系接着剤、塗料を使用する場合は、その使用量を最小限に抑え、十分な養生期間を設ける等の配慮をする。なお、監督員から「化学物質等安全データシート（MSDS）」の提出を求められた場合は、施工前に提出する。

3 グリーン購入の推進について

工事で使用するグリーン購入特定調達物品等は「横浜市グリーン購入の推進に関する特記仕様書」（横浜市港湾局）による。

4 製作承諾図、見本などの提出

請負人は、機器類の製作にあたり、設計図書と照合し、検討した製作承諾図、見本などを監督員に提出し、承諾後に製作に着手する。

5 機材の検査等

(1) 工事に使用する機材は、工事現場搬入時に監督員の検査を受け、合格したものを使用する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(2) 設計書で定められた工場製作機材は、その機器の性能試験を製造工場で実施し、これに、合格したのち現場に搬入する。

なお、工場等での立会い検査を行う場合は、事前に製品検査要領書などを添付した場外検査申請書を2部提出する。

(3) 上記(2)の検査後、試験成績書、記録などを作成し、監督員に提出する。

第5章 施工

1 足場仮設

(1) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」厚生労働省基発第0424001(平成21年4月)による。

形状は、同ガイドライン別紙「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有するものとする。組み立て、解体等の作業は、同ガイ

ドライン別紙「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式または(3)手すり先行専用方式により行う。

(2) 請負人は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議する。

(3) 足場を設けた場合は、労働安全衛生規則第567条第2項による足場等の組立て・変更時等の点検を実施し、同条第3項によりこれを記録し、保存すると共に監督員等から提示を求められた場合はすみやかに提示する。

なお、点検に際しては「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について要請(安全衛生部長・平成21年4月24日付け基安発第0424001号)」による「足場等の種類別点検チェックリストの例」に基づくものとする。

2 施工の立会い

工事用材料の混合割合、工事完成後に外部から見ることのできない部分(管路、接地板の埋設、通線など)の施工、特殊材料を使用する場合などは、事前に監督員に連絡し、その立会いを求めて実施する。

3 施工の試験

(1) 工事にかかわる電気設備は、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、耐圧試験及び機器類の動作機能などの試験を行い、この試験に合格したのち通電を開始する。

(2) 上記(1)による各種試験及び検査については、試験成績書、記録などを作成し、監督員に提出する。

(3) 監督員が指示した不良箇所は、機能や外観並びに工事の進捗よく等に支障をきたさないように手直しを行う。

(4) 試験に要する費用は、すべて請負人の負担とする。

4 揮発性有機化合物含有材料の施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

5 揮発性有機化合物の室内濃度の測定

工事完成検査に先立ち、別途建築工事にて、揮発性有機化合物の室内濃度を測定する場合には、測定作業に支障のないように、建築工事業者に協力すること。また測定結果が、指針値を超えた場合は、原因の究明に努める。

第6章 工事検査

1 工事検査及び中間技術検査

(1) 検査の種類

検査は、工事検査及び中間技術検査とし、技術検査員が、監督員及び請負人立会いのもとで実施する。

工事検査は、完成検査及び出来形部分検査とし、工事請負契約約款に基づく請負人の届け出を受け、監督員が現場等を自主検査した後に実施し、工事の完了の確認を行う。

中間技術検査は次の各号に該当する場合に実施し、工事検査を補完する。

- ア 中間技術検査を実施する段階及び回数が特記されている場合。
- イ 施工途中における品質確認のため、監督員が特に必要と認め指示した場合。
- ウ 施工途中における事故等により、監督員が特に必要と認め指示した場合。
- エ 低入札工事の場合。

請負人は、検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

(2) 出来高検査基準

部分払いのための出来高査定は次の基準により行う。

| 項目 | 査定基準 (%) | 適用 |
|-------|--------------|------------|
| 材料 | 一般材料現場搬入 0 | 電線・電線管等 |
| | 特殊材料現場搬入 30 | |
| | 加工完了品現場搬入 60 | ケーブルダクト等 |
| | 取付完了 100 | |
| 工場製作品 | 汎用型検査完了 0 | 照明器具・通信機器等 |
| | 特殊型検査完了 30 | 配電盤等 |
| | 現場搬入 60 | |
| | 据付完了 90 | |
| | 試験調整完了 100 | 結線、試験調整完了時 |
| 工費 | 出来高払い | |
| 共通費 | 出来高払い | |

(査定に当たっては、上記の基準以下とする。)

(特殊な工種については、別途決定する。)

2 かし点検及びかし修補確認

請負人は、担当職員または担当係長が行うかし点検に立会う。

請負人は、かし点検において、かしがあると認められたときは、そのかし修補を行い、かし修補の報告を行う。

点検は引渡しの日から1年以内に行う。(原則として引渡しの日から起算して11ヶ月を経過以降、12ヶ月経過する以前の期間)

かし点検の対象工事は原則以下のとおり(軽微な工事等で工事担当課長が認めたものは、かし点検の対象としない。)

- (1) 新築、増築、改築に係わる電気設備工事
- (2) 改修工事で、工事請負金額が2,500万円以上の電気設備工事

第7章 完成図等

1 完成図書の提出

請負人は、完成図書の作成を、監督員の指示により行い工事完成日までに提出する。
契約時に監督員よりCADデータの提供を受けた場合は、これを訂正した完成図を作成して電子媒体(CD-R等)に収めて提出する。(CADデータのファイル形式はSXF、DWG、DXFのいずれかを用いる)

また既設改修、増築などの工事については管理用設備図(2部)の更新または訂正を行う。

2 設備図の提出

請負人は新築、改築等の工事では完成図書とは別に、管理用設備図を作成し提出する。
設備図の形状は金文字黒表紙、2穴パイプファイルとする。綴じこむ書類は監督員の指示による。

3 電子納品

特記による電子納品対象工事は、完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品要領」に基づいて作成し、電子媒体(CD-R等)で納品する。

なお、電子納品の対象とする資料の範囲は、「電子納品運用ガイドライン」をもとに(<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/yokohamadensi.html>)、事前協議チェックシートなどにより監督員と協議を行い決定する。

第8章 その他

1 工事現場の維持管理

工事現場周辺の道路及び仮排水路は、監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な状態に保つよう、適切な維持管理を行う。

2 埋設物等の調査

敷地内は工事着手前に埋設物等を十分調査のうえ、その状況を監督員に報告する。なお、埋設物は監督員の指示により工事に支障が生じないように保護又は処置をする。

3 安全確保

工事現場内外を問わず人命、財産に危害、損傷を与えないように常に安全に留意し、必要に応じて適切な予防措置を行う。火災、盗難、騒音その他事故の予防についても同様とする。

4 緊急措置

工事施工中に事故が発生した場合は、必要な応急措置を施すとともに、その措置及び状況をただちに監督員に報告して指示を受ける。

5 工事用電力、用水について

工事用電力、給水、ガスなどは、監督員と打ち合わせのうえ、関係法規の規定に従って設備するものとし、かつ、設備費及び使用料金は、すべて請負人の負担とする。

第9章 港湾局機器仕様

1 じんあい及び塩害対策

屋外に設置する機材は、じんあい及び塩害に特に留意し、盤類の製作にあたっては構造について監督員と十分協議を行う。

また、ボルト、ビスなどは、ステンレス又は黄銅ニッケルクロムめっき製若しくは溶融亜鉛めっき製とする。

2 主回路の色別基準

主回路の色別基準は、国土交通省基準（表1）によるが、既設設備に関する色別は、監督員の指示による。

表1 主回路導体の配置色別

| 電圧種別 | 配線方式 | 左右・上下・遠近の別 | 赤 | 白 | 黒 | 青 | 白 |
|------|-------|------------------------------------|-----|------------|-----|-----|-----|
| 高 圧 | 三相3線式 | 左右の場合左から | 第1相 | 第2相 | - | 第3相 | - |
| 低 圧 | 三相3線式 | | 第1相 | 接地側 第2相 | - | 第3相 | - |
| | 三相4線式 | 上下の場合上から | 第1相 | - | 第2相 | 第3相 | 中性相 |
| | 单相2線式 | 遠近の場合近い方から | 第1相 | 接地側 第2相 | - | - | - |
| | 单相3線式 | | 第1相 | 中性相 | 第2相 | - | - |
| | 直流2線式 | 左右の場合右から 上下の場合上から 遠近の場合近い方から | 正 極 | - | - | 負 極 | - |

注 1 接地線は、緑とする。 2 制御回路は、黄とする。 3 左右・遠近の別は、正面より見た状態とする。 4 单相2線式200Vは、赤・黒とする。

3 盤類鍵

受配電、分電盤等の施錠装置は、次の仕様品（表2）を標準とする。

表2 盤類施錠装置の標準仕様表

| 盤種別 | 屋内外別 | | 屋 内 盤 用 | | 屋 外 盤 用 | |
|---------|------|--------------------------------|---------|--|---------|--|
| | 屋内 | 屋外 | 本体 | 鍵 | 本体 | 鍵 |
| 高 圧 盤 | 本体 | 防水ハンドル型 型番 A-140 材質 亜鉛合金 | 本体 | 防水ロックハンドル型 型番 A-1172 材質 ステンレス鋼铸件 | 本体 | 防水ロックハンドル型 型番 A-1172 材質 ステンレス鋼铸件・亜鉛合金(A-172) |
| | 鍵 | 番号 TAK YKD | 鍵 | 番号 A-172-H | 鍵 | 番号 A-172-H |
| 低 圧 盤 | 本体 | 平面ハンドル型 下記鍵[TAK] 装備製品 | 本体 | 防水ロックハンドル型 型番 A-1172・A-172 材質 ステンレス鋼铸件・亜鉛合金(A-172) | 本体 | 防水ロックハンドル型 型番 A-1172・A-172 材質 ステンレス鋼铸件・亜鉛合金(A-172) |
| | 鍵 | 番号 TAK YKD | 鍵 | 番号 A-172-H | 鍵 | 番号 A-172-H |
| 弱電盤・端子盤 | 本体 | 平面ハンドル型 下記鍵[TAK] 装備製品 | 本体 | 防水ロックハンドル型 型番 A-1172・A-172 材質 ステンレス鋼铸件・亜鉛合金(A-172) | 本体 | 防水ロックハンドル型 型番 A-1172・A-172 材質 ステンレス鋼铸件・亜鉛合金(A-172) |
| | 鍵 | 番号 TAK YKD | 鍵 | 番号 A-172-H | 鍵 | 番号 A-172-H |

注 本表の型番、鍵番号及び材質等は、タキゲン製造株式会社の製品仕様を適用する。他社製品の場合は、表2製品仕様の同等品とする。

4 盤操作押ボタンの配置

受配電、分電盤等の操作押ボタンの操作内容に対応して、操作押ボタンの配置別及び色別等について、次の仕様（表3）を標準とする。

(1) 操作押ボタンの配置及び色別等（正面から見た状態）

表3 操作押ボタンの配置及び色別等

| 配置・色別 種別 | 操作種別 | 押ボタン配置別 | | 押ボタンの 本体色色別 | 表示灯の 灯色色別 |
|------------------|-----------|---------|------|----------------|--------------|
| | | 左右配置 | 上下配置 | | |
| 無照光式 押ボタンスイッチ | 閉路（入・ON） | 右側 | 上側 | 緑色 | 赤色 |
| | 開路（切・OFF） | 左側 | 下側 | 赤色 | 緑色 |
| 照光式 押ボタンスイッチ | 閉路（入・ON） | 右側 | 上側 | 赤色 | 赤色 |
| | 開路（切・OFF） | 左側 | 下側 | 緑色 | 緑色 |

(2) 操作押ボタンの取付穴の寸法

操作押ボタンの取付穴の寸法は、直径30mmを標準とする。

5 ケ - ブル銘板

記入は彫刻とし、種別、ケ - ブルの種類、区間などを明記する。（港湾局ホームページ参照）

ケ - ブルの布設に際しては、ケ - ブルの立ち上がり及びマンホール、ハンドホール内の電源側又は上位側配管口にアクリル銘板を取り付ける。

6 マンホール鉄蓋

仕様は「横浜市港湾局人孔鉄蓋仕様書」（平成18年4月1日）によるが、蓋の開閉器具用穴は土砂、水が浸入しない構造（袋穴）とする。（港湾局ホームページ参照）

7 予備用地中管路の導入線

予備用地中管路の導入線は、銅線又はナイロンロ - プなど耐久性に優れ、将来のケ - ブル布設に際して支障なく使用出来る材料を使用する。

第10章 提出書類

1 着手時

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 工事着手届出書 | 1部 |
| (2) 請負代金内訳書 | 1部 |
| (3) 工程表 | 1部 |
| (4) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者選定通知書 | 1部 |
| (5) 建設業退職金共済証紙購入状況等報告書 | 1部 |
| (6) 電子納品事前協議シート | 1部 |
| (7) 請求書、保証証書（前払金がある場合） | 1組 |

2 施工時（必要に応じて提出する）

- | | |
|------------|----|
| (1) 工事打合せ簿 | 2部 |
|------------|----|

| | |
|---|-----|
| (2) 仮設並びに施工計画書(工事安全指定工事、監理技術者を必要とする 工事、その他監督員が命じた場合) | 2部 |
| (3) 下請負人選定通知書(下請負業者を使用する場合) | 1部 |
| (4) 登録内容確認書(写し)(工事請負金額500万円以上の工事) | 2部 |
| (5) 工事中材料等承諾願(すべての工事において提出) | 2部 |
| (6) 機器承諾図 | 必要数 |
| (7) 設計図書に指定された工事材料検査申請書(機材現場搬入前) | 2部 |
| (8) 施工体制台帳(下請契約を締結する工事) | 1部 |
| (9) 工事月報 | 2部 |
| (10) 産業廃棄物処理(計画・報告)書及びマニフェストの写し | 2部 |
| (11) 場外検査申請書 | 2部 |
| (12) 工事完成期限延長申請書 | 1部 |
| (13) 工事出来形部分検査申請書 | 1部 |
| (14) 臨機措置通知書 | 1部 |
| (15) 現場休業届・緊急連絡先 | 2部 |
| (16) 事故報告書 | 2部 |
| (17) 停電承認願(安全チェックシート共) | 2部 |
| 3 完成時 | |
| (1) 工事完成届出書 | 1部 |
| (2) 指定部分に係る工事完成届出書(出来高部分払を行う場合) | 1部 |
| (3) 請求書 | 1組 |
| (4) 工事目的物引渡書 | 2部 |
| (5) 登録内容確認書(写し)(工事請負金額500万円以上) | 1部 |
| (6) 建設業退職金共済証紙受払簿(共済証紙を受払いした時) | 1部 |
| (7) 建設業退職金共済証紙貼付実績報告書(共済証紙を受払いした時) | 1部 |
| (8) 完成図書 | 必要数 |
| (9) 設備図(新築、改築工事等の工事) | 必要数 |
| (10) 電子媒体納品書 | 1部 |
| 4 完成後(必要に応じて提出する) | |
| (1) かし点検報告書 | 1部 |
| (2) かし修補報告書(かしがある場合) | 1部 |
| 5 その他 | |
| (1) 監督員が必要と認めた提出書類(随時提出) | 必要数 |

上記書類は港湾局ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/denki/kouji.html>